

北九州市公報

第1407号

毎月2回1,15日発行

発行所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所

購読料 年 6,500円 月 550円,1部 280円

目次

規 則

- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 .. 102
- 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（一部改正）..... 102

告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請 102
- 出納員及び区出納員事務の再委任（一部改正）..... 104
- 立入制限区域の指定 106
- 排水設備指定工事店の指定 106
- 道路の区域変更（2件）..... 106
- 生活保護法による医療機関の指定 107
- 生活保護法による指定医療機関からの廃止の届出 107
- 生活保護法による介護機関の指定 108
- 生活保護法による指定介護機関からの廃止の届出 109
- 生活保護法による指定介護機関からの変更の届出 109
- 結核予防法による医療機関の指定 110
- 結核予防法による指定医療機関からの指定辞退の届出 111

公 告

- 農用地利用計画の変更案の縦覧 112
- 道路の指定（第11号）..... 112
- 道路の指定（第12号）..... 112
- 開発行為に関する工事の完了 113
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 113
- 一般競争入札による特定調達契約の締結（4件）..... 114
- 随意契約による特定調達契約の締結 115
- 一般競争入札による特定調達契約の締結 115

水 道 局

- 北九州市水道局自動車管理規程（一部改正）..... 116
- 給水装置工事事業者の指定 116
- 給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出 116

交 通 局

- 一般競争入札による市有財産の売払いの公告 116

市選挙管理委員会

- 北九州市議会議員一般選挙における若松区選挙区の選挙会の場所及び日時の変更 117

- 北九州市議会議員一般選挙の当選人 118

雑 報

- 福岡北九州高速道路債券の定時償還する債券の証券番号の決定 119
- 市政功労者等の表彰 119

本号で公布された条例等のあらまし**北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 北九州国際展示場の中展示場の冷房設備の使用料を次のとおり定めることにしました。

区画 A	1 時間又はその端数ごとに 1, 1 0 0 円
区画 B	1 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円

区画 C	1 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円
区画 D	1 時間又はその端数ごとに 8 0 0 円

- 2 北九州国際展示場の映像設備の使用料を次のとおり定めることにしました。

DVDレコーダー	1 台につき 1 日ごとに 5, 0 0 0 円
----------	--------------------------

この規則は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行することにしました。

規 則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 1 7 年 1 月 2 8 日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第 1 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成 1 6 年北九州市条例第 4 5 号）付則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成 1 7 年 2 月 1 日とする。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 7 年 1 月 3 1 日

北九州市長 末 吉 興 一

北九州市規則第 2 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の展示場の項中

冷暖房設備	展示場	1 区画	1 時間又はその端数ごとに 8, 0 0 0 円
-------	-----	------	--------------------------

を

冷暖房設備	大展示場	1 区画	1 時間又はその端数ごとに 8, 0 0 0 円
冷房	中展示場	区画 A	1 時間又はその端数ごとに 1, 1 0 0 円

設備	区画 B	1 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円
	区画 C	1 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円
	区画 D	1 時間又はその端数ごとに 8 0 0 円

改め、同表の展示場の映像設備の項中

ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 日ごとに 5, 0 0 0 円
ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 日ごとに 5, 0 0 0 円
DVDレコーダー	1 台につき 1 日ごとに 5, 0 0 0 円

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 展示場の中展示場の 2 以上の区画を連続して使用する
場合の冷房設備の使用料の額は、それぞれの区画について定めるところにより算出した額の合計額とする。

付 則

この規則は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

告 示**北九州市告示第 3 4 号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 1 7 年 1 月 2 4 日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱化学株式会社黒崎事業所
執行役員事業所長 田中繁雄

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱化学株式会社黒崎事業所

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種 類	27号又 廃ガス洗浄施設
名 称	排ガス冷却塔
能 力	排ガス処理能力 120,000N% / 時間

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	平成17年 3月 1日
工事完成予定年月日	平成17年 9月30日
使用開始予定年月日	平成17年10月 1日

ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

使用時間間隔	連 続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	な し

エ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値、最大の値等

汚 水 量 (m^3 / 日)	通常 240 最大 300
水素イオン濃度	5 ~ 9
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 35 最大 100
浮遊物質 (mg / l)	通常 800 最大 1,000
窒素含有量 (mg / l)	通常 50 最大 100
りん 含有量 (mg / l)	通常 2 最大 5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 名称、能力及び処理の方法

名 称	1,2系凝集沈澱処理設備
-----	--------------

能 力	処理水量 12,400% / 日
処 理 の 方 法	凝集沈澱法

イ 工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

工事着手予定年月日	既 設
工事完成予定年月日	既 設
使用開始予定年月日	許可日以後

ウ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間及び季節的変動

使用時間間隔	連 続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	な し

エ 使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値、最大の値等

汚 水 量 (m^3 / 日)	通常 7,185.5 最大 7,420.5
水素イオン濃度	5 ~ 9
化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 18.0 最大 33.0
浮遊物質 (mg / l)	通常 25.3 最大 37.2
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg / l)	通常 - 最大 1以下
窒素含有量 (mg / l)	通常 185.6 最大 553.5
りん 含有量 (mg / l)	通常 18.4 最大 64.2
ふっ素及びその化合物 (mg / l)	通常 76.8 最大 106.9

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名

No.5排水口

イ 水質

汚 水 量 (m^3 / 日)	通常 119,492 最大 138,773
水素イオン濃度	5 ~ 9

化学的酸素要求量 (mg / l)	通常 最大	36.5 45
浮遊物質 (mg / l)	通常 最大	30 40
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg / l)	通常 最大	- 1
フェノール類含有量 (mg / l)	通常 最大	- 1
ふっ素及びその化合物 (mg / l)	通常 最大	- 6.7
窒素含有量 (mg / l)	通常 最大	60 120
りん 含有量 (mg / l)	通常 最大	1.5 5.9

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 平成17年1月24日から同年2月14日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで)

(2) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局環境保全部環境対策課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成17年2月14日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第35号

出納員及び区出納員事務の再委任(平成16年北九州市告示第279号)の一部を次のように改正する。

平成17年1月24日

北九州市長 末 吉 興 一

1 門司区の表中

まちづくり 推進課	大里西部 公民館	区出納員の命を受けて、大里西部公民館において取扱う使用料の収納	を
まちづくり 推進課	松ヶ江公 民館	区出納員の命を受けて、松ヶ江公民館において取扱う使用料の収納	
まちづくり 推進課	西門司市 民センタ ー	区出納員の命を受けて、西門司市民センターにおいて取扱う使用料の収納	に
まちづくり 推進課	松ヶ江南 市民セン ター	区出納員の命を受けて、松ヶ江南市民センターにおいて取扱う使用料の収納	

改め、4 小倉南区の表中

まちづくり 推進課	長行市民 福祉セン ター	区出納員の命を受けて、長行市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	北方市民 福祉セン ター	区出納員の命を受けて、北方市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	葛原市民 福祉セン ター	区出納員の命を受けて、葛原市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	曽根市民 福祉セン ター	区出納員の命を受けて、曽根市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	田原市民 福祉セン ター	区出納員の命を受けて、田原市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	長尾市民 福祉セン ター	区出納員の命を受けて、長尾市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	貫市民福 祉センタ ー	区出納員の命を受けて、貫市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	東朽網市 民福祉セ ンター	区出納員の命を受けて、東朽網市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	若園市民 福祉セン ター	区出納員の命を受けて、若園市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	城野公民 館	区出納員の命を受けて、城野公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	沼公民館	区出納員の命を受けて、沼公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	南曽根公 民館	区出納員の命を受けて、南曽根公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	守恒公民 館	区出納員の命を受けて、守恒公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	湯川公民 館	区出納員の命を受けて、湯川公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	横代公民 館	区出納員の命を受けて、横代公民館において取扱う使用料の収納

を

を

に

まちづくり 推進課	曽根公民館	区出納員の命を受けて、曽根公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	両谷公民館	区出納員の命を受けて、両谷公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	高蔵市民福祉センター	区出納員の命を受けて、高蔵市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	吉田公民館	区出納員の命を受けて、吉田公民館において取扱う使用料の収納

まちづくり 推進課	長行市民センター	区出納員の命を受けて、長行市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	北方市民センター	区出納員の命を受けて、北方市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	葛原市民センター	区出納員の命を受けて、葛原市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	曽根市民センター	区出納員の命を受けて、曽根市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	田原市民センター	区出納員の命を受けて、田原市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	長尾市民センター	区出納員の命を受けて、長尾市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	貫市民センター	区出納員の命を受けて、貫市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	東朽網市民センター	区出納員の命を受けて、東朽網市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	若園市民センター	区出納員の命を受けて、若園市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	城野市民センター	区出納員の命を受けて、城野市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	沼市民センター	区出納員の命を受けて、沼市民センターにおいて取扱う使用料の収納

		う使用料の収納
まちづくり 推進課	朽網市民センター	区出納員の命を受けて、朽網市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	守恒市民センター	区出納員の命を受けて、守恒市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	湯川市民センター	区出納員の命を受けて、湯川市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	横代市民センター	区出納員の命を受けて、横代市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	曽根東市民センター	区出納員の命を受けて、曽根東市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	両谷市民センター	区出納員の命を受けて、両谷市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	高蔵市民センター	区出納員の命を受けて、高蔵市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	吉田市民センター	区出納員の命を受けて、吉田市民センターにおいて取扱う使用料の収納

改め、5 若松区の表中

まちづくり 推進課	深町市民福祉センター	区出納員の命を受けて、深町市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	赤崎市民福祉センター	区出納員の命を受けて、赤崎市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	若松中央市民福祉センター	区出納員の命を受けて、若松中央市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	藤ノ木市民福祉センター	区出納員の命を受けて、藤ノ木市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	二島市民福祉センター	区出納員の命を受けて、二島市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり 推進課	青葉市民福祉センター	区出納員の命を受けて、青葉市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納

を

まちづくり推進課	高須公民館	区出納員の命を受けて、高須公民館において取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	修多羅市民福祉センター	区出納員の命を受けて、修多羅市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	古前市民福祉センター	区出納員の命を受けて、古前市民福祉センターにおいて取扱う使用料の収納

まちづくり推進課	深町市民センター	区出納員の命を受けて、深町市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	赤崎市民センター	区出納員の命を受けて、赤崎市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	若松中央市民センター	区出納員の命を受けて、若松中央市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	藤ノ木市民センター	区出納員の命を受けて、藤ノ木市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	二島市民センター	区出納員の命を受けて、二島市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	青葉市民センター	区出納員の命を受けて、青葉市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	高須市民センター	区出納員の命を受けて、高須市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	修多羅市民センター	区出納員の命を受けて、修多羅市民センターにおいて取扱う使用料の収納
まちづくり推進課	古前市民センター	区出納員の命を受けて、古前市民センターにおいて取扱う使用料の収納

改める。

北九州市告示第36号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）第37条及び法第40条第1項の水域保安規程の規定により、北九州市が管理する立入制限区域を指定したので告示する。

平成17年1月26日

北九州市長 末吉 興一

- 立入制限区域の名称
三井西日本埠頭安瀬第1、2、3号岸壁立入制限区域

- 立入制限区域の区域図
別紙のとおり。ただし、法第2条第1項の国際航海船舶が利用する時間帯以外はこの限りでない。
- 立入制限区域の指定年月日
平成16年12月28日
(別紙は、掲載省略)

北九州市告示第48号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。
平成17年2月1日

北九州市長 末吉 興一

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3109	株式会社江本建設 江本 薫	小倉南区中曽根新町1番31号	平成17年2月1日から平成21年5月31日まで
7023	榎並設工 榎並誠治	戸畑区浅生一丁目12番20号	平成17年2月1日から平成21年5月31日まで
8047	村岡設備 村岡一美	遠賀郡遠賀町鬼津2745番1号	平成17年2月1日から平成21年5月31日まで

北九州市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年2月3日

北九州市長 末吉 興一

- 道路の種類 市道
- 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
		前	北九州市小倉南区大字隠蓑164番1地先から 北九州市小倉南区大字隠蓑165番3地先まで	10.5 、 11.5	148.0
			北九州市小倉南区大字隠蓑162番1から 北九州市小倉南区大字隠蓑165番3まで	10.0 、 12.4	74.0

5769	長野志井1号線	後	北九州市小倉南区大字隠蓑164番1地先から	10.5	148.0
			北九州市小倉南区大字隠蓑165番3地先まで	11.5	
		前	北九州市小倉南区大字堀越274番3地先から	5.0	120.0
			北九州市小倉南区大字堀越280番2まで	9.0	
			北九州市小倉南区大字堀越274番2地先から	7.0	120.0
			北九州市小倉南区大字堀越298番2地先まで	13.0	
		後	北九州市小倉南区大字堀越274番1地先から	16.8	88.0
			北九州市小倉南区大字堀越297番3まで	21.0	

北九州市告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成17年2月3日

北九州市長 末吉興一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6454	大膳18号線	前	北九州市八幡西区大膳二丁目930番1から 北九州市八幡西区大膳二丁目935番地先まで	17.0 33.0	138.0
		後	北九州市八幡西区大膳二丁目930番1から 北九州市八幡西区大膳二丁目933番1地先まで	17.0 48.0	

北九州市告示第 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に

より、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成17年2月15日

北九州市長 末吉興一

名 称	所 在 地	指定年月日
ごとうクリニック	北九州市門司区下二十町2番30号	平成16年12月1日
医療法人門司メンタルクリニック	北九州市門司区中町1番33号	平成16年12月1日
医療法人佐藤医院	北九州市小倉北区足原二丁目3番28号	平成16年12月1日
キンダーラウムムクノ	北九州市小倉北区魚町二丁目3番11号	平成16年11月1日
医療法人小野クリニック	北九州市小倉南区篠井一丁目2番10号	平成16年12月1日
ケアセンター夢 訪問看護ステーション	北九州市小倉南区沼津一丁目20番14-201号	平成17年1月1日
医療法人さとう耳鼻咽喉科医院	北九州市八幡西区八枝三丁目12番2号	平成16年12月1日
医療法人吉祥寺クリニック	北九州市八幡西区京枝二丁目10番15号	平成16年12月1日
医療法人ださい皮膚・形成外科クリニック	北九州市八幡西区下上津役一丁目13番6号	平成16年12月1日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区町上津役東一丁目6番3号	平成16年12月1日
渡辺歯科医院	北九州市八幡西区萩原一丁目8番15号	平成17年1月1日

北九州市告示第 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成17年2月15日

北九州市長 末吉興一

名 称	所 在 地	廃止年月日
門司メンタルクリニック	北九州市門司区中町1番33号	平成16年11月30日
佐藤医院	北九州市小倉北区足原二丁目3番28号	平成16年11月30日
日明西口診療所	北九州市小倉北区日明四丁目6番29号	平成16年11月30日
小野クリニック	北九州市小倉南区篠井一丁目2番10号	平成16年11月30日

さとう耳鼻咽喉科医院	北九州市八幡西区八幡三丁目12番2号	平成16年11月30日
吉祥寺クリニック	北九州市八幡西区八幡二丁目10番15号	平成16年11月30日
だざい皮膚・形成外科クリニック	北九州市八幡西区下上津役一丁目13番6号	平成16年11月30日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区上上津役一丁目6番3号	平成16年11月30日

北九州市告示第 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

1 訪問介護

名 称	所 在 地	指定年月日
特定非営利活動法人ウエーデンディ	北九州市門司区緑ヶ丘10番19号	平成16年12月1日
ヘルパーステーションあみず	北九州市小倉北区赤坂二丁目1番32号	平成16年12月1日
ヘルパーステーションもり	北九州市小倉北区緑ヶ丘一丁目10番30-201号	平成16年12月1日
ライフ介護サービス	北九州市八幡西区八千代町5番3号	平成16年12月1日
ヘルパーステーションあやび	北九州市八幡西区東鳥羽四丁目11番9号	平成16年12月1日
介護支援センターおおぞら	北九州市八幡西区千代三丁目10番5号	平成16年12月1日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	指定年月日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区上上津役東一丁目6番3号	平成16年12月1日

3 訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	指定年月日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区上上津役東一丁目6番3号	平成16年12月1日

4 居宅療養管理指導

名 称	所 在 地	指定年月日
-----	-------	-------

医療法人さとう耳鼻咽喉科医院	北九州市八幡西区八幡三丁目12番2号	平成16年12月1日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区上上津役東一丁目6番3号	平成16年12月1日

5 通所介護

名 称	所 在 地	指定年月日
老老ふれあい 篠崎	北九州市小倉北区篠崎四丁目7番37号	平成16年11月1日
安夢住デイサービス	北九州市小倉南区津田一丁目3番2号	平成16年12月15日
デイサービスセンターおおぞら	北九州市八幡西区千代三丁目10番5号	平成16年12月1日

6 通所リハビリテーション

名 称	所 在 地	指定年月日
門司南クリニック通所リハビリテーション	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目4番24号	平成16年11月1日

7 短期入所生活介護

名 称	所 在 地	指定年月日
シルバーメイト館春の町	北九州市八幡東区春の町四丁目3番26号	平成16年12月20日

8 痴呆対応型共同生活介護

名 称	所 在 地	指定年月日
グレースホーム ドレミ	北九州市小倉南区中曽根東四丁目14番6号	平成16年12月1日
ふれあいの家 浜町	北九州市若松区浜町二丁目7番6号	平成17年1月1日
グレースホーム 新池	北九州市戸畑区新池三丁目3番19号	平成17年1月1日

9 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	指定年月日
ケアプランサービスゆう優	北九州市門司区南本町1番8-101号	平成16年12月1日
足原ケアプランセンター	北九州市小倉北区足原二丁目4番8号	平成17年1月1日
ケアプランセンター いわ	北九州市若松区赤島町25番13号	平成16年12月1日

医療法人西田医院	北九州市八幡西区大字野面 790番地	平成16年12月 1日
----------	-----------------------	----------------

10 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
北九州小倉病院	北九州市小倉北区上富野三 丁目19番1号	平成16年12月 1日

北九州市告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する第50条の2の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

1 訪問介護

名 称	所 在 地	廃止年月日
ヘルパーサービスハッピーデイズ	北九州市八幡西区割子川二 丁目12番26-301号	平成16年12月 31日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	廃止年月日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区上上津役 一丁目6番3号	平成16年11月 30日

3 訪問リハビリテーション

名 称	所 在 地	廃止年月日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区上上津役 一丁目6番3号	平成16年11月 30日

4 居宅介護支援事業

名 称	所 在 地	廃止年月日
日明西口駅前薬局	北九州市小倉北区日明四 丁目6番29号	平成16年11月 30日
宮崎歯科医院	北九州市八幡西区上上津役 一丁目6番3号	平成16年11月 30日

北九州市告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する第50条の2の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があった。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

1 名称の変更

変更 前後 の別	名 称	所 在 地	変更年月日
----------------	-----	-------	-------

前	株式会社日本アビリティーズ 北九州営業所	北九州市小倉北区東 港二丁目6番2号	平成16年4月 16日
後	アビリティーズ・ケアネット 株式会社北九州営業所		
前	総合福祉ツクイ北九州	北九州市若松区高須 東三丁目5番30号	平成16年7月 1日
後	総合福祉ツクイ高須		

2 所在地の変更

名 称	変更 前後 の別	所 在 地	変更年月日
つくし介護サービス門 司	前	北九州市門司区永黒 一丁目2番9号	平成16年12 月18日
	後	北九州市門司区永黒 二丁目6番34号	
ケアプランセンターつ くし	前	北九州市門司区永黒 一丁目2番9号	平成16年12 月18日
	後	北九州市門司区永黒 二丁目6番34号	
たんぽぽケアプランサ ービス	前	北九州市小倉南区富 士見二丁目15番1 号	平成16年12 月1日
	後	北九州市小倉南区富 士見二丁目10番1 2号	
たんぽぽホームヘルプ サービス	前	北九州市小倉南区富 士見二丁目15番1 号	平成16年12 月1日
	後	北九州市小倉南区富 士見二丁目10番1 2号	
ヘルパーサービスまご の手	前	北九州市小倉南区葛 原東一丁目5番3号	平成15年9月 1日
	後	北九州市小倉南区中 曽根一丁目2番1号	
総合福祉ツクイ高須	前	北九州市八幡西区藤 田二丁目1番1号	平成16年7月 1日
	後	北九州市若松区高須 東三丁目5番30号	
ヘルパーステーション	前	北九州市八幡西区藤	平成16年12

白馬		田二丁目5番10-808号	月24日
	後	北九州市八幡西区竹末二丁目2番21号	
ケアプランセンター白馬	前	北九州市八幡西区藤田二丁目5番10-808号	平成16年12月24日
	後	北九州市八幡西区竹末二丁目2番21号	
あおぞらの里 黒崎ケアプランセンター	前	北九州市八幡西区黒崎四丁目4番7号	平成16年12月1日
	後	北九州市八幡西区黒崎四丁目4番8号	

3 サービス種目の変更

名 称	変更前後の別	サービス種目	変更年月日
デイサービスなごみ	前	通所リハビリテーション	平成16年6月1日
	後	通所介護	

北九州市告示第 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 一本杉内科医院	北九州市門司区長谷一丁目2番1号	平成16年6月1日
井上内科医院	北九州市門司区葛葉二丁目3番7号	平成16年5月1日
くらもと内科医院	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目3番25号	平成16年8月17日
サンキュードラッグ 大里東口薬局	北九州市門司区下二十町1番1号	平成16年8月1日
萩ヶ丘調剤薬局	北九州市門司区大里戸ノ上二丁目3番29号	平成16年9月1日
大久保内科胃腸科	北九州市小倉北区高坊一丁目10番16号	平成16年9月1日
社会保険 小倉記念病院	北九州市小倉北区貴船町1番1号	平成16年4月1日

船場ビル調剤薬局	北九州市小倉北区船場町5番9号	平成16年7月12日
ますち内科クリニック	北九州市小倉北区南丘一丁目22番11号	平成16年5月1日
松村内科医院	北九州市小倉北区片野二丁目1番14号	平成16年8月1日
もりた医院	北九州市小倉北区中井一丁目15番3-302号	平成16年7月1日
とも2番薬局	北九州市小倉北区上富野三丁目13番8号	平成16年8月16日
上田歯科	北九州市小倉北区下富野五丁目27番20号	平成16年4月1日
つは歯科医院	北九州市小倉北区下津四丁目8番3号	平成16年8月19日
医療法人 ひさしげ会 久保整形外科医院	北九州市小倉南区中曽根三丁目2番21号	平成16年5月10日
医療法人 ひさしげ会 久保内科消化器科クリニック	北九州市小倉南区中曽根五丁目7番22号	平成16年6月1日
かんざき 歯科医院	北九州市小倉南区企救丘二丁目2番30号	平成16年4月13日
金崎耳鼻咽喉科医院	北九州市若松区東二島四丁目7番5号	平成16年4月1日
北九州市立若松病院	北九州市若松区浜町一丁目17番1号	平成15年5月6日
渡辺内科クリニック	北九州市八幡東区白川町7番2号	平成16年6月15日
医療法人 斉良会 うらはし整形外科クリニック	北九州市八幡西区下上津役四丁目13番10号	平成16年5月1日
九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦一丁目8番1号	平成16年5月1日
たけうち医院	北九州市八幡西区幸神二丁目1番26号	平成16年6月1日
つつみこどもクリニック	北九州市八幡西区八枝三丁目9番30号	平成16年9月1日
時山内科クリニック	北九州市八幡西区紅梅一丁目7番22号	平成16年9月9日
医療法人 もりた内科・循環器科クリニック	北九州市八幡西区浅川学園台三丁目10番3号	平成16年5月1日

紅梅薬局	北九州市八幡西区藤田一丁目7番9号	平成16年10月1日
そうごう薬局 香月店	北九州市八幡西区香月中央一丁目14番10号	平成16年6月18日
タカサキ薬局 年金前店	北九州市八幡西区岡田町12番29号	平成16年5月1日
タケシタ調剤薬局 年金前店	北九州市八幡西区岡田町12番21号	平成16年5月1日
西町調剤薬局	北九州市八幡西区永犬丸南町一丁目11番12号	平成14年8月19日
平成薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目7番31号	平成16年2月1日
星ヶ丘薬局	北九州市八幡西区星ヶ丘六丁目1番28号	平成16年9月1日
森薬局	北九州市八幡西区黒崎二丁目4番11号	平成16年5月1日
やつえ薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目11番21号	平成16年2月1日
わかば薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目10番13号	平成16年9月1日
柴田歯科クリニック	北九州市八幡西区岡田町2番20号	平成16年9月1日
医療法人 そらだ小児歯科医院	北九州市八幡西区大浦一丁目5番15号	平成16年5月1日
HANAデンタルクリニック	北九州市八幡西区筒井町12番27号	平成16年5月10日
ひろき歯科医院	北九州市八幡西区下上津役四丁目2番11号	平成16年4月19日
ヤマチカ歯科小児歯科	北九州市八幡西区木屋瀬四丁目2番10号	平成16年6月7日
センスイ薬局	北九州市戸畑区中原西三丁目2番12号	平成16年6月1日
みのる調剤薬局	北九州市戸畑区天神一丁目12番2号	平成16年8月1日
くさなぎ歯科	北九州市戸畑区中原西二丁目13番31号	平成16年9月17日
しばた歯科医院	北九州市戸畑区沖台一丁目7番1-101号	平成16年10月1日

北九州市告示第 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定辞退の届出があった。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

名 称	所 在 地	辞退年月日
一本杉内科	北九州市門司区長谷一丁目2番1号	平成16年5月31日
久米内科医院	北九州市門司区葛葉二丁目3-7	平成16年4月30日
小倉記念病院社会医療部	北九州市小倉北区貴船町1-1	平成16年3月31日
大久保医院	北九州市小倉北区高坊一丁目9-33	平成16年8月31日
松村内科医院	北九州市小倉北区片野二丁目1-14	平成16年7月31日
(有)船場ビル調剤薬局	北九州市小倉北区船場町5-5船場ビル内	平成16年7月11日
医療法人 久保整形外科医院	北九州市小倉南区中曽根三丁目2番21号	平成16年5月9日
インペリアル薬局	北九州市小倉南区志徳二丁目6番15-103	平成16年6月30日
医療法人社団 秀和会 小倉南歯科医院	北九州市小倉南区大字貫3664番地の2	平成16年3月31日
金崎耳鼻咽喉科医院	北九州市若松区東二島三丁目7番7号	平成16年3月31日
北九州市立若松病院	北九州市若松区白山一丁目8-3	平成15年5月5日
赤染内科医院	北九州市若松区波打町6-11	平成16年7月21日
(有)神社前薬局	北九州市若松区東二島三丁目6-5	平成16年3月31日
加藤歯科医院	北九州市若松区本町二丁目10-22	平成16年9月1日
松隈内科クリニック	北九州市八幡東区白川町7番2号	平成16年6月9日
有限会社 鐵町薬局	北九州市八幡東区春の町二丁目5番8号	平成16年4月17日
うらはし整形外科クリニック	北九州市八幡西区下上津役四丁目13番10号	平成16年4月30日
九州厚生年金病院	北九州市八幡西区岸の浦二	平成16年

	丁目1番1号	4月30日
たけうち医院	北九州市八幡西区幸神二丁目1番26号	平成16年 5月31日
もりた内科・循環器科クリニック	北九州市八幡西区浅川学園台三丁目10番3号	平成16年 4月30日
有限会社 梶原薬局	北九州市八幡西区藤田二丁目6番30号	平成16年 4月30日
そうごう薬局香月店	北九州市八幡西区香月中央一丁目14番10号	平成16年 6月17日
タカサキ薬局 年金前店	北九州市八幡西区熊手三丁目3番10号	平成16年 4月30日
タケシタ調剤薬局 年金前店	北九州市八幡西区熊手三丁目3番9号	平成16年 4月30日
西町調剤薬局	北九州市八幡西区永犬丸西町二丁目24-19	平成14年 8月18日
平成薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目7番31号	平成16年 1月31日
森薬局	北九州市八幡西区黒崎二丁目4番9号	平成16年 4月30日
やつえ薬局	北九州市八幡西区八枝三丁目11番21号	平成16年 1月31日
医療法人 そらだ小児歯科医院	北九州市八幡西区大浦三丁目7番21号	平成16年 4月30日
やまさき 歯科医院	北九州市八幡西区黒崎一丁目9番17号	平成16年 9月17日
久保田産婦人科医院	北九州市戸畑区菅原三丁目2-28	平成16年 3月31日
センスイ薬局	北九州市戸畑区中原西三丁目2番12号	平成16年 5月31日
くさなぎ歯科	北九州市戸畑区沖台一丁目7番1-101号	平成16年 9月15日

公 告

北九州市公告第27号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により北九州市農業振興地域整備計画の一部を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地

利用計画の変更案に対して異議があるときには、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

平成17年1月28日

北九州市長 末 吉 興 一

1 変更する土地の区域及び変更の内容

変更する土地の区域	変更の内容
門司区大字吉志323番1の一部及び324番1の一部	除 外
門司区大字吉志458番1の一部	除 外
門司区大字吉志458番3	除 外

2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

平成17年1月28日から同年2月28日まで

3 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市経済文化局農林水産部農林課

北九州市公告第39号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を、次のとおり指定した。

平成17年2月2日

北九州市長 末 吉 興 一

1 指定年月日及び指定番号

平成17年2月2日 第11号

2 路線名

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起点	終点
吉志新町13号線	土地区画整理事業	8.0	118.25	門司区大字吉志17-51-8	門司区大字吉志1-1
吉志新町14号線	土地区画整理事業	8.0	521.31	門司区大字吉志18-1	門司区大字吉志9-1
吉志新町15号線	土地区画整理事業	6.0	16.67	門司区大字吉志5	門司区大字吉志5
吉志16号線	土地区画整理事業	6.0	340.72	門司区大字吉志9-1	門司区大字吉志3-1
吉志17号線	土地区画整理事業	6.0	474.29	門司区大字吉志8-1	門司区大字吉志5
吉志18号線	土地区画整理事業	6.0	144.88	門司区大字吉志13	門司区大字吉志8-1

北九州市公告第40号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を、次のとおり指定した。

平成17年2月2日

北九州市長 末 吉 興 一

1 指定年月日及び番号

平成17年2月2日 第12号

2 路線名等

路線名	事業名	幅員 (m)	延長 (m)	起 点	終 点
須磨園南原 曾根線	市道朽 網3号 線外1 線道路 改良事 業	15.5 ～ 16.0	40.0	北九州市小 倉南区朽網 東一丁目9 65番2	北九州市小 倉南区朽網 東一丁目1 329番1
朽網3号線	市道朽 網3号 線外1 線道路 改良事 業	16.5 ～ 37.0	120.0	北九州市小 倉南区朽網 東一丁目1 329番3	北九州市小 倉南区朽網 東一丁目1 326番7

北九州市公告第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区長尾五丁目92番1、93番1、93番5、94番1、94番5及び94番6	北九州市小倉南区長尾五丁目13番1号 副嶋寛憲
北九州市小倉南区中曾根東四丁目1945番5	北九州市小倉南区朽網東二丁目31番11号 永野真紀、永野貴士
北九州市八幡西区藤原一丁目98番10、98番13、103番1から103番13まで、106番1、106番3、106番7、106番8、106番19から106番177まで、106番180から106番204まで、109番3、114番3のうち、115番のうち、115番2のうち、116番1から116番6まで、117番1から117番9まで、119番1から119番10まで、120番1から120番23まで、121番1から121番14まで、125番1から125番8	福岡県遠賀郡水巻町頃末北四丁目6番1号 高松産業株式会社 代表取締役 住吉弘徳

まで、128番1のうち、128番3から128番124まで、129番1から129番7まで、130番1、130番3から130番22まで、133番1及び133番2、藤原二丁目151番3のうち、151番10のうち、151番11のうち、151番18のうち、151番19から151番23まで、153番7、155番31のうち、155番33のうち、155番34のうち、155番35のうち、155番36、155番43のうち、155番44のうち、155番47から155番49まで及び156番2から156番6まで、藤原三丁目155番37、155番46、156番1、156番4、156番5、157番1、158番3及び159番41並びに医生ヶ丘1番1のうち及び1番4から1番11まで（第一工区）

北九州市公告第 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

ホストコンピュータ運用業務アウトソーシング 一式

(2) 履行の内容等

仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成17年7月1日から平成22年6月30日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所庁舎

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格申請書の提出期限

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、平成17年3月7日までに競争入札参加資格申請書を北九州市契約室管理課に提出しなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市総務市民局情報政策室

イ 日時 公告の日から平成17年4月5日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所庁舎

西棟3階304会議室

イ 日時 平成17年3月7日から3月11日までの毎日午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成17年3月7日までに競争参加の申出書を北九州市総務市民局情報政策室に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成17年4月5日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第3号アの場所と同じ

イ 日時 平成17年4月6日午後2時

5 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規則第25条第6項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容及び適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は

その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする事ができる。

イ 北九州市業務委託低入札価格調査試行実施要領(平成15年6月1日施行)3の規定により定められた調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、当該価格によっては契約の内容及び適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査を行うため、落札者の決定を保留し入札を終了する。

なお、落札者の決定後は、入札者全員にその旨電話又は書面により通知する。

ウ 前記イに該当する入札を行った者は、調査に協力しなければならない。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局情報政策室

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3011

7 Summary

(1) Nature of service to be procured

Host Computer Outsourcing Operation Services

(2) Deadline of Tender (in person)

2:00p.m. April 6, 2005

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m April 5, 2005

(4) For further information, please contact:

Information Technology Promotion Office,

General Affairs and Citizens' Service Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市公告第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

1 物品等の名称及び数量

小型塵芥機械車のシャーシ 4台

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市契約室契約課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 落札者を決定した日

平成16年12月13日

4 落札者の名称及び住所

いすゞ自動車九州株式会社 北九州支店

北九州市小倉北区西港町15番地の15

5 契約金額

1,771万8,440円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

平成16年11月1日

- 8 落札方式
最低価格による。

~~~~~  
**北九州市公告第 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 物品等の名称及び数量  
小型塵芥機械車の架装 4台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市契約室契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成16年12月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社モリタ 福岡支店  
福岡市博多区博多駅南五丁目10番17号
- 5 契約金額  
1,575万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成16年11月1日
- 8 落札方式  
最低価格による。

~~~~~  
北九州市公告第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 物品等の名称及び数量
中型塵芥機械車のシャーシ 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成16年12月13日
- 4 落札者の名称及び住所
九州日産ディーゼル株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区西港町17番地の1
- 5 契約金額
690万9,010円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成16年11月1日
- 8 落札方式
最低価格による。

~~~~~  
**北九州市公告第 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 物品等の名称及び数量  
中型塵芥機械車の架装 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市契約室契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成16年12月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
富士車輛株式会社 特装車営業本部九州営業所  
福岡市東区松田三丁目7番30号
- 5 契約金額  
535万5,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成16年11月1日
- 8 落札方式  
最低価格による。

~~~~~  
北九州市公告第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量
人権啓発ラジオ番組制作及び放送業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局人権啓発センター
北九州市小倉北区紺屋町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成16年9月7日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社電通九州北九州支社
北九州市小倉北区魚町一丁目4番21号
- 5 契約金額
4,909万4,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

~~~~~  
**北九州市公告第 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立大学北方キャンパス電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等  
北九州市立大学事務局庶務課  
北九州市小倉南区北方四丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成16年11月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
新日本製鐵株式會社  
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 契約金額  
6,249万1,086円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成16年10月1日
- 8 落札方式  
最低価格による。

**水 道 局****北九州市水道局管理規程第10号**

北九州市水道局自動車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年2月15日

北九州市水道局長 森 一 政

北九州市水道局自動車管理規程の一部を改正する  
規程

北九州市水道局自動車管理規程（昭和61年北九州市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条から第10条まで」を「第6条、第7条、第8条から第10条まで」に、「財政局長」を「総務市民局長」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

**北九州市水道局告示第12号**

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年2月15日

北九州市水道局長 森 一 政

| 指定番号    | 工事店の名称 | 代表者  | 所在地             | 指定年月日     |
|---------|--------|------|-----------------|-----------|
| J - 043 | 本屋敷組   | 本屋敷護 | 北九州市門司区城山町1番29号 | 平成17年2月1日 |

**北九州市水道局告示第13号**

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の7の規定による給水装置工事事業者の事業の廃止の

届出があったので、北九州市水道局指定給水装置工事事業者規程第4条に基づき、次のとおり告示する。

平成17年2月15日

北九州市水道局長 森 一 政

| 指定番号    | 工事店の名称        | 代表者  | 所在地                 | 指定年月日      |
|---------|---------------|------|---------------------|------------|
| N - 053 | 有限会社富士機械建設工業所 | 山下英數 | 北九州市八幡西区青山二丁目10番43号 | 平成17年1月25日 |
| N - 054 | 北州設備工業        | 平本健二 | 北九州市八幡西区竹末二丁目2番8号   | 平成17年1月25日 |

**交 通 局****北九州市交通局公告第3号**

市有財産を次のとおり一般競争入札により売り払うので、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）の規定において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、公告する。

平成17年2月1日

北九州市交通局長 木 下 伸 生

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局総務課

## (2) 期間

平成17年2月1日から平成17年3月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「国民の祝日に関する法律」という。）に規定する休日を除く毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで）

- 3 入札条件を示す場所及び期間

## (1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局総務課

## (2) 期間

平成17年2月1日から平成17年3月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで）

- 4 入札に参加するための要件

(1) 予め入札参加申込を行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

(2) 入札参加申込は、所定の様式に以下の資料を添付した上で、持参することにより行わなければならない。

ア 法人登記簿謄本

イ 会社等の定款

ウ 会社等の概要

- エ 決算報告書（過去3年分）  
 オ 法人税、消費税（地方消費税を含む）についての納税証明書その3の3  
 カ 市町村民税、固定資産税・都市計画税の納税証明書過去3年分（本店等所在地分のみ）  
 キ 印鑑証明書  
 ク 事業実績に関する調査  
 ケ 土地利用提案書  
 コ 委任状（代理人が入札を行う場合のみ）
- 5 入札参加申込を受付ける場所及び期間  
 (1) 場所  
 北九州市若松区東小石町3番1号  
 北九州市交通局総務課  
 (2) 期間  
 平成17年3月17日及び同年3月18日。来庁日時については、予め北九州市交通局総務課に電話で連絡し調整すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所  
 (1) 入札日時 別表のとおり  
 (2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。  
 (3) 入札及び開札の場所 別表のとおり
- 7 入札保証金  
 (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上  
 (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市交通局に帰属する。
- 8 入札に参加することができる者の資格  
 (1) 土地利用に関する事業の実施に必要な知識や技術的能力等を有し、指定期日までに売買代金の支払いが可能である
- 別表

- こと。また、土地利用に関する事業を、確実かつ速やかに実施できること。
- (2) 次の各事項に該当しないこと  
 ア 北九州市が行う市有地売却に関し下記の実事があった後2年を経過していない者  
 (ア) 入札を取消されたことがある者  
 (イ) 落札者として資格を取消されたことがある者  
 (ウ) 申込を取消されたことがある者  
 (エ) 当選者若しくは補欠者として資格を取消されたことがある者  
 (オ) 前回以前の落札者及び当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む）で契約の締結及び代金の納入に至らなかった者  
 イ その他、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び契約規程の規定において準用する契約規則2条に定める。
- 9 入札の無効  
 契約規程の規定において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 入札の中止  
 特別の事情がある場合は、入札を中止又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市交通局は、補償の責めを負わない。
- 11 入札に係る問合せ先  
 北九州市若松区東小石町3番1号  
 北九州市交通局総務課  
 電話 093-771-8401

| 番号 | 売 り 払 う 物 件       |        |             |             | 現地見学日時                              | 入 札 日 時           | 入札及び開札の場所                             |
|----|-------------------|--------|-------------|-------------|-------------------------------------|-------------------|---------------------------------------|
|    | 所在地               | 地 目    | 実測地積<br>(㎡) | 参考価格<br>(円) |                                     |                   |                                       |
| 1  | 北九州市若松区響南町1番10外2筆 | 宅地・雑種地 | 7,641.07    | 290,000,000 | 平成17年2月1日（火）～3月18日（金）<br>午前10時～午後4時 | 平成17年3月29日（火）午後2時 | 北九州市交通局庁舎（北九州市若松区東小石町3番1号）<br>4階42会議室 |

注 現地見学の集合場所は、現地とします。現地見学には、事前の申し込みが必要です。

## 市選挙管理委員会

### 北九州市選挙管理委員会告示第11号

平成17年1月30日執行の北九州市議会議員一般選挙における若松区選挙区の選挙会の場所及び日時を、次のように変更する。

平成17年1月24日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 森 脇 周 三

#### 1 場所

| 区分  | 選挙区名   | 場 所                             |
|-----|--------|---------------------------------|
| 変更前 | 若松区選挙区 | 北九州市若松区古前一丁目1番1号<br>若松体育館       |
| 変更後 | 若松区選挙区 | 北九州市若松区浜町一丁目1番1号<br>若松区役所303会議室 |

#### 2 日時

| 区分  | 日 時                  |
|-----|----------------------|
| 変更前 | 平成17年1月30日 午後9時15分から |
| 変更後 | 平成17年1月31日 午前9時30分から |

# 北九州市選挙管理委員会告示第12号

平成17年1月30日執行の北九州市議会議員一般選挙の当選人は、次のとおりである。

平成17年1月31日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 森 脇 周 三

| 選挙区名    | 住 所                     | 氏 名  |
|---------|-------------------------|------|
| 門司区選挙区  | 北九州市門司区高田一丁目13番28号      | 小野臣博 |
|         | 北九州市門司区庄司町13番5号         | 安藤正道 |
|         | 北九州市門司区黒川西三丁目3番19号      | 中島慎一 |
|         | 北九州市門司区北川町9番18-305号     | 橋本和生 |
|         | 北九州市門司区谷町一丁目12番5-211号   | 日野雄二 |
|         | 北九州市門司区羽山一丁目7番4号        | 川端耕一 |
|         | 北九州市門司区社ノ木一丁目2番14-305号  | 福島 司 |
|         | 北九州市門司区大字伊川471番地の1      | 上田唯之 |
| 小倉北区選挙区 | 北九州市小倉北区富野台8番22号        | 赤松文雄 |
|         | 北九州市小倉北区菜園場一丁目9番2号      | 木村優一 |
|         | 北九州市小倉北区大門一丁目1番1-309号   | 木村年伸 |
|         | 北九州市小倉北区熊本二丁目4番7-202号   | 世良俊明 |
|         | 北九州市小倉北区下到津三丁目1番18号     | 平山政智 |
|         | 北九州市小倉北区足原一丁目10番36-402号 | 中村義雄 |
|         | 北九州市小倉北区三郎丸             | 吉田通生 |

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 一丁目7番14号                           |       |
| 北九州市小倉北区須賀町<br>21番1-413号           | 大石正信  |
| 北九州市小倉北区大手町<br>16番37-1306号         | 原 博道  |
| 北九州市小倉北区金田二<br>丁目6番1-805号          | 宮田義高  |
| 北九州市小倉北区黒原二<br>丁目36番25号            | 吉尾 計  |
| 北九州市小倉北区上富野<br>三丁目15番2号            | 長野敏彦  |
| 北九州市小倉北区木町二<br>丁目20番4号             | 奥村祥子  |
| 北九州市小倉南区志井鷹<br>羽台15番29号            | 木下幸子  |
| 北九州市小倉南区葛原東<br>一丁目3番40号            | 吉河節郎  |
| 北九州市小倉南区守恒本<br>町一丁目25番15-1<br>001号 | 森 浩明  |
| 北九州市小倉南区上貫三<br>丁目3番37号             | 片山 尹  |
| 北九州市小倉南区湯川三<br>丁目8番19号             | 柳井 誠  |
| 北九州市小倉南区下吉田<br>四丁目12番17号           | 松井克演  |
| 北九州市小倉南区山手二<br>丁目12番5号             | 井上秀作  |
| 北九州市小倉南区曾根新<br>田南二丁目1番1号           | 渡辺 均  |
| 北九州市小倉南区大字辻<br>三452番地              | 三村善茂  |
| 北九州市小倉南区湯川五<br>丁目6番13-403号         | 森本由美  |
| 北九州市小倉南区星和台<br>一丁目14番12号           | 藤澤加代  |
| 北九州市若松区宮丸一丁<br>目10番12号             | 三宅まゆみ |
| 北九州市若松区深町二丁<br>目1番24号              | 野依謙介  |
|                                    |       |
|                                    |       |

|         |                         |       |
|---------|-------------------------|-------|
| 若松区選挙区  | 北九州市若松区鴨生田四丁目5番2号       | 平田勝利  |
|         | 北九州市若松区大字蛭住990番地の31     | 濱野信明  |
|         | 北九州市若松区高須東一丁目7番35号      | 三原征彦  |
|         | 北九州市若松区大谷町13番7号         | 城戸武光  |
| 八幡東区選挙区 | 北九州市八幡東区大蔵二丁目22番30号     | 成重正丈  |
|         | 北九州市八幡東区荒手一丁目4番40号      | 泊 正明  |
|         | 北九州市八幡東区大蔵二丁目2番3号       | 井上真吾  |
|         | 北九州市八幡東区茶屋町7番15号        | 戸町武弘  |
|         | 北九州市八幡東区中央一丁目8番5号       | 梶野皓生  |
|         | 北九州市八幡東区中央一丁目2番3-906号   | 新上健一  |
| 八幡西区選挙区 | 北九州市八幡西区本城東四丁目14番8-303号 | 鷹木研一郎 |
|         | 北九州市八幡西区浅川学園台二丁目8番11号   | 西 豊磨  |
|         | 北九州市八幡西区藤田一丁目4番10号      | 村上幸一  |
|         | 北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目15番3号     | 桂 茂実  |
|         | 北九州市八幡西区穴生一丁目6番4-701号   | 山本眞智子 |
|         | 北九州市八幡西区千代二丁目8番8号       | 堀口勝孝  |
|         | 北九州市八幡西区別所町15番1号        | 佐藤昭紀  |
|         | 北九州市八幡西区香月中央二丁目6番24号    | 佐々木健五 |
|         | 北九州市八幡西区東川頭町1番28号       | 山田征士郎 |
|         | 北九州市八幡西区町上津役東一丁目11番41号  | 河崎 誠  |
|         | 北九州市八幡西区鉄竜一丁目1番49-502号  | 原田里美  |
|         | 北九州市八幡西区幸神三丁目8番25号      | 江島 勉  |
|         | 北九州市八幡西区則松七丁目13番8号      | 田仲一雅  |
|         | 北九州市八幡西区里中一丁目2番1号       | 加来茂幸  |
|         | 北九州市八幡西区岡田町12番12-404号   | 石田康高  |
| 戸畑区選挙区  | 北九州市戸畑区高峰一丁目7番9号        | 岡本義之  |
|         | 北九州市戸畑区東大谷一丁目8番34-301号  | 清田 真  |
|         | 北九州市戸畑区中原東三丁目11番9号      | 荒川 徹  |
|         | 北九州市戸畑区沖台二丁目12番11号      | 後藤俊秀  |
|         | 北九州市戸畑区観音寺町8番9号         | 河田圭一郎 |
|         |                         |       |

## 雑 報

### 福岡北九州高速道路公社公告第7号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条第1項の規定により公告します。

平成17年2月15日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田 中 康 順  
記

| 銘 柄                 | 券面金額  | 証券番号                       | 償還期日           | 償還額(千円)   |
|---------------------|-------|----------------------------|----------------|-----------|
| 第90回福岡北九州<br>高速道路債券 | 100万円 | 6,894～7,223                | 平成17年<br>2月26日 | 330,000   |
| 第91回福岡北九州<br>高速道路債券 | 100万円 | 1,994～2,345<br>3,348～3,446 | 平成17年<br>2月28日 | 501,000   |
| 第96回福岡北九州<br>高速道路債券 | 100万円 | 14,101<br>～<br>15,141      | 平成17年<br>2月28日 | 1,041,000 |

北九州市表彰規則（昭和40年北九州市規則第96号）により、平成17年2月10日に表彰されたものは、次のとおりで

ある。

平成17年2月15日

北九州市長 末 吉 興 一

## 社会福祉功労

| 受賞者氏名   |
|---------|
| 青 木 晃 由 |
| 安 部 和 美 |
| 天 野 トミエ |
| 安 藤 康 孝 |
| 石 崎 長 圓 |
| 石 丸 忍   |
| 猪 木 包 子 |
| 岩 城 忠 男 |
| 岩 崎 利 明 |
| 上 村 武 雄 |
| 大 司 洋 太 |
| 大 西 正 毅 |
| 小 田 和 男 |
| 加 藤 碩 男 |
| 神 塚 正 喜 |
| 川 崎 修 一 |
| 神 田 澄 男 |
| 財 前 正 勝 |
| 櫻 本 英 典 |
| 宍 戸 久 枝 |
| 進 藤 素 男 |
| 陣 内 幸 恵 |
| 鈴 木 葉 子 |
| 田 口 雄 輔 |
| 竹 原 穂   |
| 田 中 信 寛 |
| 田 畑 美智代 |

|         |
|---------|
| 辻 忠 晴   |
| 恒 吉 邦 利 |
| 寺 澤 勝   |
| 床 田 博 満 |
| 鳥 越 拓 男 |
| 中 島 敏 雄 |
| 中 田 繁 子 |
| 永 松 達 男 |
| 西 与 之 子 |
| 蟻 木 紀 年 |
| 丹 村 賢 一 |
| 野 田 美 子 |
| 長谷川 英 代 |
| 浜 和 枝   |
| 濱 口 敏 夫 |
| 樋 口 英 信 |
| 藤 井 徳 榮 |
| 藤 田 富 雄 |
| 星 隈 康 子 |
| 堀 田 定 俊 |
| 松 本 信 之 |
| 道 原 久 子 |
| 三 松 昭 文 |
| 本 村 徳 守 |
| 森 美 佐 子 |
| 森 田 敬 子 |
| 森 藤 信 光 |
| 森 本 道 昭 |
| 山 縣 静 子 |
| 山 口 一 人 |

山 口 久

山 本 千 榮 子

行 木 義 裕

渡 部 政 利

## 教育文化功労

受 賞 者 氏 名

荒 牧 秀 樹

有 吉 巍

井手尾 定 男

梅 本 孝

岡 崎 薫

小 野 春 夫

河 村 恭 輔

北 崎 徹 郎

久 保 哲 郎

城 崎 拓 郎

杉 野 文 雄

宗 稔

高 尾 正 美

谷 口 静 子

田 原 幸 子

塚 本 雅 童

遠 山 雄 次 郎

中 琴 由 利

中 原 正

野 口 潔

平 田 壽 信

藤 井 利 子

藤 瀬 啓 五

松 崎 榮 子

松 下 朋 玉

松 村 佐 和 子

村 上 元 治

村 中 禮 子

森 尾 倫 弘

家 倉 五 十 二 郎

矢 野 武 志

吉 田 虎 毅

## 産業経済功労

受 賞 者 氏 名

勝 葉 紀 久 男

黒 川 英 敏

澤 村 顕 剛

野 中 正 弘

林 田 正 義

村 山 克 彦

## 消防功労

受 賞 者 氏 名

石 橋 武 光

篠 永 修 一

下 川 英 四

高 木 壽 則

## 永年勤続功労

受 賞 者 氏 名

稲 積 謙 次 郎

森 山 昌 子

## まちづくり功労

受 賞 者 名

清 水 武 治

「小さな親切」運動北九州市本部八幡東区支部

|            |
|------------|
| まちづくり活性化もじ |
|------------|

## イメージアップ功労

|         |
|---------|
| 受 賞 者 名 |
|---------|

|                      |
|----------------------|
| 特定非営利活動法人 北九州国際自然大学校 |
|----------------------|

|         |
|---------|
| 中 田 新 一 |
|---------|

## 善行

|           |
|-----------|
| 受 賞 者 氏 名 |
|-----------|

|         |
|---------|
| 酒 井 朝 子 |
|---------|

|         |
|---------|
| 渡 邊 義 範 |
|---------|